

平成二十三年五月十日提出
質問第一七〇号

学生の年金保険料の支払猶予をする特例制度に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

学生の年金保険料の支払猶予をする特例制度に関する質問主意書

学生が無年金にならないために、年金保険料の支払いを猶予する特例制度について、その申請を市町村に代わって学生の通学先でも申請できる制度が、自公政権時の三年前に始まった。その後、この制度の活用実態がどのようになっているかを見極めることは重要と考える。

従って、次の事項について質問する。

- 一 現在、特例制度の窓口を設けている大学や専門学校などは、何校になっているのか。
- 二 一に関連し、その実態を国はどのように分析・認識を持っているのか。
- 三 一・二に関連し、仮に特例制度があまり普及していない実態だとすれば、国はこの間、どのような対策をしてきたのか。また、今後どのように改善を図っていくのか、具体的な改善対策を示されたい。
- 四 学校によっては、学生数に大きな開きがあり、大人数の学生を有する学校では、そうでない学校と事務的な対応が異なると考えられる。国はこのような場合に、学校任せにするのではなく、国として最大限学校現場を支援する必要があると思うが、菅内閣の見解如何。

五 納付特例制度の利用者数の状況は、どのようになっているか、国はどのように分析をしているのか。

六 二十歳以上の学生における年金保険料の滞納者の実態はどのようになっており、国はどのように分析を
しているのか。

七 二十歳以上の学生の滞納者対策のために、国は具体的にどのように対応していくのか、菅内閣の見解如
何。

右質問する。